

千葉県保健衛生功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保健医療・衛生行政の推進に顕著な功労があった者の功績を讃え、もって本市の公衆衛生の一層の向上に資するため、その表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 別表第1に掲げるものが、保健所長表彰を受け概ね5年を経過し、別表第2に掲げる基準に該当する者、又はそれに準ずる者は、保健福祉局長（以下「局長」という。）が表彰するものとする。

2 前項の規定により局長表彰を受け概ね5年を経過した者、又はそれに準ずる者で、その程度が市長表彰にふさわしい場合には、市長に推薦するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、別表第3に該当する場合は表彰しない。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

2 被表彰者と決定された者が、表彰を受ける前に死亡した場合は、その者の遺族にこれを贈るものとする。

(被表彰者の推薦)

第4条 次の各号に掲げる者は、第2条の基準に該当する者がある場合は、千葉県保健衛生功労者選考会議（以下「会議」という。）に対し推薦することができる。

- (1) 医療政策課長
- (2) 健康推進課長
- (3) 健康支援課長
- (4) 生活衛生課長
- (5) 保健所長
- (6) 市内保健医療衛生団体の長

(推薦の方法)

第5条 前条の推薦は、被表彰者に関する功績調書（様式第1号、第2号及び第3号）を会議に提出することにより行うものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、必要の都度行うものとする。

(会議の設置)

第7条 被表彰者の選考を行うため医療衛生部に会議を設置する。

2 会議は、別表第4に掲げる職にある者をもって組織し、医療衛生部長がその議長、健康福祉部長がその副議長となる。

3 会議は、必要に応じ議長が招集する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

対象の区分	
1	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
2	保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、理学・作業療法士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床・衛生検査技師、ケースワーカー、あん摩、マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師その他これらに類するもの
3	医療事務従事者、診療業務従事者（1、2以外のもの）、施設管理業務従事者、施設管理業務従事者、給食業務関係従事者、その他これらに類するもの
4	飼い犬飼養管理指導関係者、消毒事業関係者、そ族昆虫駆除関係者、環境衛生地区育成指導者、その他これらに類するもの
5	食品衛生営業関係者、その他これらに類するもの
6	環境衛生営業関係者、その他これらに類するもの
7	その他上記以外の保健衛生関係の業務従事者
8	保健衛生関係の組織・団体
9	保健医療施設 食品衛生施設 環境衛生施設 その他保健衛生関係の施設及び局長が認めるもの

別表第 2

対象	
個人 又は 団体	<p>保健医療・衛生行政の推進において顕著な功労があり、他の模範となり推奨するに足ると認められる個人又は団体で、次のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健医療・衛生に関する研究に顕著な実績をあげるもの (2) 関係団体の結成及び指導育成に顕著な実績をあげたもの (3) 関係業界の指導育成に顕著な実績をあげたもの (4) 当該業務の従事年数が概ね 15 年以上であるもの (5) 当該業務に従事し、その成績が優秀であるもの (6) その他保健医療・衛生の向上に努め、その功績が一般に高く評価されているもの <p>なお、個人については概ね 35 才以上であること。</p> <p>また、団体は、当該活動が少なくとも 15 年以上の実績を有し、将来も持続して行われる可能性があること。</p>
施設	<p>保健医療・衛生行政の推進において顕著な功労があり、その功績型の模範となり推奨するに足ると認められる施設で、次の件を合わせ備えるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該施設が開設されてから 15 年以上を経過していること (2) 当該施設の管理運営及び設備が優秀で、その向上が著しいこと (3) 当該施設の管理（営業）者が、当該施設の保健医療・衛生上の行政処分を受けたことがなく、従業員の衛生教育に積極的であること。

別表第 3

対象	欠 格 事 由
個人 又は 団体	(1) 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者 (刑の消滅した者を除く。) (2) 破産者で復権を得ないもの (3) 関係法令に違反して行政処分に処せられ、5年を経過しない者 (4) その他表彰することが適当でないと認められる者

別表第 4

千葉県保健衛生功労者表彰選考会議の委員

職 名
医 療 衛 生 部 長
健 康 福 祉 部 長
保 健 福 祉 総 務 課 長
医 療 政 策 課 長
健 康 推 進 課 長
健 康 支 援 課 長
生 活 衛 生 課 長
保 健 所 長

様式第1号

功 績 調 書 （ 個 人 ）

推薦者 _____

ふりがな 氏 名		男 女	年 月 日 才
本 籍			
住 所			
職業及び 勤 務 先			
従事年数	年 か月		
推せん理由			
表 彰 歴			
参考事項			

様式第2号

功 績 調 書 （ 団 体 ）

推薦者 _____

ふりがな				
団体名				
所在地				
代 表 者	ふりがな 氏 名		生年月日	
	住 所			
	職 業			
結成目的 及 び 事業概要				
組 織				
推薦理由				
賞 罰				
参考事項				

様式第3号

功 績 調 書 （ 施 設 ）

推薦者 _____

ふりがな				
施設の名称				
所在地				
代表者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生
	住 所			
営業の種類				
開設年月日				
推薦理由				
賞 罰				
参考事項				